

## 明代女直朝貢貿易の概観

江嶋，寿雄

<https://doi.org/10.15017/2332996>

---

出版情報：史淵. 77, pp. 1-25, 1958-12-10. 九州大学文学部  
バージョン：  
権利関係：



# 明代女直朝貢貿易の概観

江 嶋 寿 雄

## 一、序 言

- 二、第一期（永樂元年（一四〇三年）—宣德十年（一四三五年）
- 三、第二期（宣德十年（一四三五年）—天順八年（一四六四年）
- 四、第三期（天順八年（一四六四年）—嘉靖二十年（一五四一年）
- 五、第四期（嘉靖二十年（一五四一年）—万歷四十六年（一六一六年）（略敘）
- 六、結 語

## 一、序 言

靖難の後、南京に即位した明の成祖永樂帝は四方に即位を告示すると共に来貢を促す招撫の使者を派遣した。すでに太祖洪武帝の満洲経略により明と種々の關係を有つことになつていた女直部落は、かくて永樂元年以後続々と明に帰投して来た。明は来帰した女直部落を所謂羈縻衛所に編成してその統制下に置く政策をとつた。永樂元年十一月の建州衛、同年十二月の兀者衛に始まり次々に女直衛所が設置された。今明史兵志により永樂年間の状況を示すと次表の通りである。

|      |     |
|------|-----|
| 洪武間  | 1   |
| 永樂元年 | 0   |
| 2    | 7   |
| 3    | 6   |
| 4    | 39  |
| 5    | 31  |
| 6    | 30  |
| 7    | 17  |
| 8    | 11  |
| 9    | 0   |
| 10   | 14  |
| 11   | 1   |
| 12   | 12  |
| 13   | 4   |
| 14   | 2   |
| 15   | 3   |
| 計    | 178 |

明史は建州衛を洪武間設置とし、兀者衛を永樂二年設置とする様な誤りを含んでいて正確とは云えないが、永樂間における女直衛所設置の大体を知ることが出来る。

続々と設立された女直諸衛を統轄するために上級の軍政機関として奴兒干都司の設置が永樂七年に発令され、太監亦失哈以下の発遣となり、永樂九年には黒龍江下流の特林の地に明の国家権力の東北最前線の基地としての都司の建設が成就した。<sup>註1</sup>この後永樂から宣徳に亘つて凡そ二十年間は明兵二三百人が交替制でこの地に駐屯して女直諸衛の統制彈圧に當つた。この間明の支配はかなり女直に滲透したと思われ、水樂八年の本雅失里親征や、水樂二十二年の阿魯台親征には女直の一部が動員従征させられているのである。

この明の羈縻支配と云われる方法が、女直部落の酋長その他の有力者に衛の指揮使以下千百戸等の武官職を授け、軍制組織の中で直接に都司の長官都指揮使の統制下におきその指揮系統下に組込む形をとつたことは周知の通りである。さてこうした支配に服従していることを形の上で表示するのが朝貢である。従つて羈縻関係における朝貢は一種の義務であつて、名目的には朝貢であり、実質的には貿易関係である所謂朝貢貿易よりも政治的意味が強いものであつた。女直諸衛は一年に一回又は三年に一回明の国都にやつて来て、明の皇帝に朝見し献上品を贈呈する様義務づけられている。朝貢が従属の意志表示であり、忠順の証拠とされる。明末の例であるが、欠貢の分を二・三年後に補貢している例があり、女直が入貢愆期すれば明は通訳を派して宣諭催促し、忠順の表明としての朝貢を確保しようとしているのである。この事は羈縻

支配関係における朝貢が決して単純な貿易関係ではなかったことを示すものと云える。

開原以南の遼東の様に東北滿洲が明の完全な支配領有の土地となつたのであれば、貢賦が徴収され、それに対しての反対給付はなされなかつたであろうが、羈縻支配下の女直の朝貢には他の朝貢関係と同じく返礼としての回賜が給与された。しかも当初から当時の經濟的政治的諸条件によつて可なり優遇的な回賜が行われた。遼東都司や奴兒干都司による軍事的制圧力の不足を補つて女直を長く明の支配下に羈縻することが出来たのは結果的にはこの經濟的利権としての回賜であつたと云える。女直を明の支配下に確実に羈縻するという政治的な目的の中で女直と明との朝貢回賜貿易は發展し、両方に夫々多くの問題を惹き起し、その解決の為に夫々の内部で或は兩方の間で抗争し交渉し、遂には清朝の勃興という世界史的な現象をうみ出して来るのである。

こうした重要な意義をもつ明と女直との關係交渉については今まで幾篇かの研究がなされているが、女直と明との朝貢貿易を一貫して專攻した論文は殆んどない。その缺を補うために永樂元年（一四〇三）から万曆四十六年（一六一八）まで継続的に行われた女直の明に対する朝貢貿易の推移發展を四期に分けて概観してみたいと思う。

第一期 永樂元年（一四〇三）—宣德十年（一四三五）

第二期 宣德十年（一四三五）—天順八年（一四六四）

第三期 天順八年（一四六四）—嘉靖二十年（一五四一）

第四期 嘉靖二十年（一五四一）—万曆四十六年（一六一八）

第一期は女直の朝貢を明が非常に歡迎し奨励した時期であり、第二期は漸次これを制限して行つた時期である。第三期は制限を受けながら女直が何とか制限をつき破ろうとして対内的にも対明的にも色々な方法を考え実施した時期であり、明の方ではそれに対応して例の海西一千道建州五百道の線を打ち出して来るのである。第四期になると明の制限内において

女直の内部で貿易権を争奪し集中しその結果として大勢力が発生し、遂にはヌルハチによる貿易権の巨大な集中独占がおり、明とも対立するに至り貿易途絶に終るのである。

## 二、第一期

第一期の特徴は明の方が非常に積極的に女直に働きかけてこれを羈縻支配下に置こうとし、その朝貢を歓迎したことであり、女直の方もこれに応じて次々と明と羈縻従属関係にはいり、盛んに明に朝貢を行つたことである。その最初の十数年間は女直は遙々と南京まで朝貢している。永樂十八年北京遷都後は勿論北京への朝貢を繰返すのである。<sup>註2</sup> 女直の最初の朝貢は成祖が即位直後、洪武三十五年十一月に派遣した兀良哈・韃靼・野人諸部の招撫使臣百戸裴牙失里の説得勸奨によるものであつたであろう。裴牙失里の使節団のみでなく、翌永樂元年にかけては更に幾組かの招撫使が東北滿洲の女直部落に差遣されているのであるからそれらの招撫の結果にもよるものであろう。<sup>註3</sup> 裴牙失里のもたらした勅諭には「其各居邊境。永安生業。商賈貿易。一從所便。欲來朝者。與使臣偕至。」とあつた。他の使節もほぼ同じ様な勅諭を女直にもたらしたにちがいない。そして永樂元年その招撫の結果として女直の朝貢が始まる。朝貢は明への従属を意味するが、それを更に強固にし永続的にするために設衛授官が行われた。建州衛、兀者衛、以下先きの表に示した如くである。

設衛授官は女直、特にその有力者層にとつては大きな利益を与えた。明の国内旅行、或は滞在中には官職相当の待遇を受ける資格が出来るし、官職に応じた特別給賜（撫賞）が与えられるからである。設衛授官に際してはその衛の長官職に任ぜられた酋長には衛所の支配権を承認する衛印が授けられ、授官された者には全て授官の辞令即ち勅書が授附された。衛印を押印した文書は公文書として取扱われるし、勅書はその後の来貢時には国境の関門で身分証明書の作用を果した。また勅書の審驗によつて入関が許可されるわけであるから、入国査証の性質も有つことになる。明国内における待遇

も撫賞もこの勅書の有無、或はその等級如何によつて決定されるのであるから、勅書の効用は非常に大きかつたと云わねばならない。

女直の朝貢品としては馬が大宗であつたことは周知の通りであるが、明正徳会典には貢物として馬の外に貂鼠皮、舍利孫皮（土豹皮）、海青、兔鶻、黄鷹、阿膠、殊角（海象牙）が記され、遼東志には建州兀者等女直野人衛所貢物は達々と同じとし、その福余泰寧等達達衛所貢物としては、馬、失刺孫（即土豹）、貂鼠皮、金錢豹皮をあげている。この外に乞列迷貢物として、海青、大鷹、皂鷗、白兔、黑狐、貂鼠、阿膠、黑兔を、北山野人貢物として、海豹皮、海驪皮、海獺皮、玃角（即海象牙）、魴鬚、好刺（即各色鹿）をあげているが、これ等は所謂野人女直と総称される東北極遠の女直の貢物であり、明の勢力が後退して奴兒干都司が名目的に遼東に残置されるに至つた第二期以降はその朝貢も常期なく、貢物は海西や建州女直の仲繼によつて貢献されることが多かつたのである。さて明実録の永樂初期の女直朝貢或は設衛の記事を見ると、来朝と記す場合と来朝貢馬と記す場合とがあり、他に進馬と朝貢と記すのが一件づつある。今進馬と朝貢とを貢馬に加えて表示すれば次の様になる。実録の記載には往々脱落があり、また省略も誤記もあるので来朝とあるのも来

|    | 来朝 | 貢馬  |
|----|----|-----|
| 元年 | 3  | 1   |
| 2年 | 7  | 0   |
| 3年 | 11 | 3+1 |
| 4年 | 16 | 9+1 |
| 5年 | 12 | 4   |
| 6年 | 8  | 4   |

朝貢馬の貢馬を省略したとも考えられるが、招撫使の勸奨により初度来朝の際は馬を貢献したとは限らないので、実録のこの二つの記載の区別は事実を書き分けたものと見てよいと思う。勿論何らの貢献もしなかつたとは思えないが、貢献そのものは目的とされず、明の方では羈縻下におくことを、女直の方では從属を表明することを主たる目的としたものであろう。永樂元年の唯一の貢馬は、かの兀者の大酋として知られた西陽哈の利をもねらつての来朝であつたと思われる。元年二年と貢馬の記事は一件に過ぎないのに、三年には四件、四年には十

件、と増し、五・六年にも四件づつになつてゐる。貢馬の記録が増加する永樂三年・四年という年は例の遼東互市の命令が出され、馬価が定められ、遂に四年三月遼東に馬市二所が設置され、次いで八月遼東苑馬寺が置かれて永寧等六監が設けられた年にあた<sup>註4</sup>る。正に明の増馬政策が緒についた時である。貢献品として、特に馬が要求されたことも充分考え得るし、貢馬の場合は他の貢献品より優遇的な回賜が供与されたであろうことも想像に難くない。以後貢献品の大宗は馬となつたのである。試みに宣徳元年の女直の朝貢記事は十七件中十六件は貢馬を記し、一件のみ来朝貢方物として貢馬を記していないだけである。馬以外の毛皮等は個々の名を挙げる場合は少なく、多くは方物として一括記録している。尚時代は少し降るが前記貢物品目でない真珠（珍珠）の貢献がなされたこともあり、或は品目にある海青の貢献を却けたこともあるが、その例は数少ない。<sup>註5</sup>

さて女直の来朝貢献に対して明から所謂回賜が行われた。回賜を広義に女直に対する「反対給付全部をさす」と解すれば、その内容は二種乃至三種に区別される。併し狭義に貢献品に対する給付と限定すれば、回賜の外に来朝者には撫賞が与えられ、又特別の場合は加賞が給賜されるのである。遼東志に「朝貢互市。皆有撫賞」とあり。明万曆会典では撫賞と云わず正賞と云つてゐる様であるが、実録記載にも後期には正賞の語が使用されている。明万曆会典、礼部、給賜、外夷の条によれば、

東北夷女直進貢到京。都督每人賞綵段四表裏。折鈔絹二疋。都指揮每人綵段二表裏、絹四疋。折鈔絹一疋。各織金紵絲衣一套。指揮每人綵段一表裏。絹四疋。折鈔絹一疋。素紵絲衣一套。以上靴襪各一雙。千百戸・鎮撫・舍人・頭目每人折衣綵段一表裏。絹四疋。折鈔絹一疋。奏事來者每人紵絲衣二件。綵段一表裏。折鈔絹一疋。靴襪各一雙。

とあるのが遼東志に云う撫賞であることは確かである。これは来朝者全部に身分に応じて賜給されたもので、女直の羈縻従属を確保する重要な経済的手段であつたと云える。永樂元年の四例の女直来朝の記事を見ると、「賜之鈔幣」「賜鈔及

織金紵絲襲衣」「賜誥印冠帶襲衣及鈔幣有差」「賜誥印冠帶襲衣及鈔幣有差」とある。第三例は建州の阿哈出の、第四例は兀者の西陽哈の場合で設衛授官された時であり、西陽哈の例だけに貢馬百三十匹の記録があるが、賜与の記録は阿哈出の場合と全くの同文である。従つてここに記されている鈔幣や紵絲衣や冠帶襲衣等は貢獻に対する回賜ではなく所謂撫賞にあたるものと認むべきである。西陽哈の貢馬に対しては別に馬価の給付があつたにちがいない。明万曆会典、礼部、給賜の前掲史料の後に

回賜。進過馬每匹綵段二表裏。折鈔絹一疋。貂鼠皮每四箇。生絹一疋。零者每箇布一疋。

とあり、明かに撫賞の外に馬、貂鼠皮についての給付額を示している。馬、毛皮等の貢獻に対して一定額の綵段絹布が支払われるのが回賜である。まさに貢獻と回賜とは貿易關係として現われている。さて初期の実録の記載には回賜について述べたものは見当らぬ。撫賞は特別の恩恵として給賜されるので記載価値があつたのであろうが、回賜は貿易であるから、いわば当然の、乃至義務的な給付で、その点記載価値はなかつたのであろう。併し特別の場合は回賜について記していることがある。第二期にはいるが正統元年十二月に女直が珍珠を貢獻した時の記録には

行在礼部尚書胡璘奏。遼東野人女直進貢珍珠至京。每人賞綵段一表裏。絹五匹。珍珠每二顆賞絹一匹。

とある。ここには每人に綵段絹を撫賞すると共に、貢獻の珍珠に対しては二顆に絹一匹の割合で支払われている。これは明かに回賜である。珍珠が貢獻品目になく、従つて回賜の定額が従来なかつたのでこの時礼部が新たにそして臨時的に回賜の額を定めたものである。併し右の様な例を除くと実録には回賜についての記載は殆んどない。ただ第四期になると、撫賞と回賜とについての若干の重要な記載が見られるがこれは折銀という特別な措置がとられたからである。

会典によれば撫賞として官職に應じて綵段、絹、折鈔絹、織金紵絲衣、素紵絲衣、靴、韃等が給賜されているが、永樂初期から会典に記した様な物が賜与されていたかは疑わしい。例えば折鈔絹であるが、鈔を折して絹に替りに与えた意味

をもつこの語は、それ以前には鈔が賜与されていたことを示している。<sup>(註17)</sup>第一期の来朝貢記録について調べると、果して賜与の中に必ず鈔が含まれている。即ち第一期には後に絹に代替された紙幣が撫賞の一部として給与されていたのである。この鈔は第二期には早くも記録に上つて来なくなる。即ち賜鈔は第一期だけに限られる現象と云える。このことは明初期における貨幣政策即ち鈔流通促進の政策と関係があると思われる。女直に賜給された鈔は満洲に持ち帰つてそこで流通させられたものではなく、恐らく女直の明国滞在旅行中に彼等の需要欲望を満足させるために費消されるためのものであつたと考える。鈔重視の明初の貨幣政策は政府の努力にも拘らず鈔法不通の状態を屢々招いている。民間では銀の貨幣的使用が盛んとなり、明の鈔重視政策と衝突する。政府は鈔を流通させるために銀の交易禁止を繰返すが効果はあまりなかつた様である。所が宣徳の後半期になると鈔法がやや通じたので銀交易の禁令も解かれて銀の流通が公認されたと云う。<sup>(註18)</sup>鈔が行われる様になつて強制的に鈔を流通させようとした政府の貨幣政策が變つて来たのである。女直朝貢者に対する賜鈔は右の明初の鈔政策を反映すると見て差支えないであらう。鈔法不通と云われる時期に鈔を賜与された女直の方は賜鈔をあまり喜ばなくなつて、より望ましい、そして貨幣的な機能をもつ絹に代替されることを願つたのではないか。そして正統初年の貨幣政策の転換に際してそれが許されて折鈔絹の賜給となつたのではあるまいかと考える。第二期第三期は大会典に記された様な撫賞が行われたと見ていい様である。第四期になると撫賞の中に銀の賜給が現われて来るがこれは後述する。なお馬市での撫賞は遼東志に見えるが、互市の夷人に対しては饗宴を給したに過ぎなかつた。朝貢の撫賞が女直にとつてはるかに魅力的であつたわけである。

回賜については先掲の如く馬一匹について綵段二表裏、折鈔絹一匹、貂鼠皮については四箇で生絹一匹、四箇に充たない端数は一箇につき布一匹と会典にある。ここにも馬の回賜に折鈔絹があるので、撫賞の折鈔絹について考えたことが正しいとすれば、回賜も第一期には鈔を一部分含んで給付されたのではないかと思われるが、それを確かめる史料は見当ら

ない。更に永樂三年定められた遼東互市における馬価は勿論遼東における互市又は馬市での買入価格であるが、貢馬に対する回賜にも第一期の初期にはこの馬価が適用されたことがあつたかも知れない。

加賞の例は少ないが、宣德二年三月、毛憐衛の都督同知猛哥不花に「加賜金織紵絲衣一襲」とあり、やや降つて成化元年正月に嘔罕河衛都督寧哈答が都指揮鎖奴と指揮塔麻禿を差遣して迤北韃靼の大酋孛來が兀良哈三衛を糾合して明辺を侵さんとするのを通報した時に礼部が鎖奴等に例の如く衣服綵段を賜給せんことを奏請したのに対して憲宗は「上命於常例外。加綵段一表表。以慰其勞。」とあつて加賞されている。成化十六年二月の考郎兀衛都督同知撒哈良の朝貢の時も命じて金織紵絲襲衣一、銀托裏碗一が加賜され、同十九年正月の成討溫衛都督僉事康尼の朝貢の時も常例の賞賜の外二表裏が加賜されている。ずつと降つて嘉靖十年三月には

先日夷酋椿羊哈等。聽撫入貢。朝廷例外加賞。於是海西夷競相慕効。爭以貢入。數溢其旧。

とあつて招撫を受けて初めての朝貢の時に加賞している例が見える。以上の様に重大な奏事通報の際や來貢聽撫の際に常例外の加賞が行われているが實際の加賞はこれだけではなく、記録から洩れている場合が相当にあつたと考えられる。

女直が明に來朝貢獻すれば、撫賞と回賜が賜給され、時には加賞も与えられた。それだけでも女直の朝貢者にとつて非常に有利であつたと見られ、女直は次々に明の羈縻下について朝貢を繰返した。しかも女直の利益はそれだけに止まらなかつたのである。以上はいわば公的な給賜であるが、その外に女直は京師滞在中に街市で自由に私貿易を行い、京師往來の中途でも民人と交易して、女直社会で必要とされる貨物を得て滿洲にもたらしただのである。第二期になると街市交易は制限され、遂には会同館内で官督下に官商牙行との私貿易にまで制約されるが、第一期にはそうした制限も殆んどなくて自由に交易がなされたものの様である。そのことは第二期に入つて史料を掲げて述べることにする。更にこの街市交易には記録的には確め得ないが、北京に移住した帰化女直人が関与するのではないかと思われる。永樂時の帰化女直人は、一

半は遼東の開原や遼陽等に、一半是北京に移住させられたが、開原寄住の帰化女直人が遼東辺境貿易に動いている形勢から察すると、北京寄住の帰化女直人が女直朝貢者の街市交易を手引きし、関係したと推察してよいようである。永樂九年毛憐衛の掌衛事指揮使に任ぜられた建州衛指揮使阿哈出の次男猛哥不花はその後頻りに朝貢を重ね、永樂二十年には阿魯台親征に従征し、二十二年の阿魯台親征には所部を従征させて、明に忠順を励み、都督僉事に、次いで都督同知にまで陞任された酋長であるが、実録宣徳二年四月の条に

掌毛憐衛都督同知莽（猛）哥不花家属留京師者。奏請給俸。上諭行在戸部臣曰。留其家属于京師者。以係其心。而無以贈之。能得其心乎。其如京官例給之。

という記事が見える。これによると盛んに朝貢を行つた猛哥不花の場合はその家属を京師に留住させていたことが知られる。こうした家属の京師居留の目的が果して何であつたかは明かでないが、毛憐衛人が朝貢の際、これと連絡をとり、家属によつて街市交易の準備や仲介がなされたことも充分あり得ると考えてよからう。もつと進んでは毛憐女直が必要するものを買込んでおき、朝貢者がもたらした私貨を売りさばいたこともあつたかも知れない。女直各衛からの帰化人が何れも遼東や北京に居住していたのであるから、夫々の出身衛の朝貢者が北京でこれ等同衛の帰化人達と関係をもつていたであらうことも推測に難くない。とにかく街市私貿易を含めて女直の朝貢が極めて有利な行為であつたことは確かである。

併し朝貢は女直にとつてだけ有利であつたのでは決してない。北元対策として女直を味方陣営に引きつけるという政治的軍事的利点だけでなく、靖難後の極端な馬不足対策としての外馬輸入の必要からも、明にとつても非常に望ましいものであつたのである。靖難直後、明の政府所有の馬は僅か二万三千余匹に減少していた。軍馬駅馬等の供給補充のために明政府が保有すべき馬数は少くとも七十万匹は必要だと考えられるのに、これは余りに寡少すぎる。馬の急激な増産は不可能である。どうしても外馬輸入を促進しなければならぬが、敵国北元からの輸入には多くを望めなかつたから、兀良哈女

直を通じての外馬輸入が一つの大きな解決策でもあつたのである。遼東に馬市が設立され馬を買入れたのもこの理由からである。この間の貢馬や馬市での買馬は多々益々弁ずるものであつた。成祖の増馬政策が成功して永楽の晩年には政府保有馬は百万を突破した。焦つて外馬を官買する必要はなくなつた。馬市での馬取引は民間に次第に移譲された。<sup>註7</sup>併し成祖の対女直積極招撫策を受け継いだ宣宗は、奴兒干都司の経営に努力し、女直撫馭のためにその朝貢を歓迎した。そのために宣徳年間の女直の朝貢は記録的には永楽期よりはるかに盛大であつた。一年間の朝貢延人数は恐らく三千人以上四千人にも及んだものの様である。第二期には入貢時期が制限されるが、宣徳時にはそんな制限は見られず、正月から十二月までの月にも朝貢の記録が見える。宣宗即位後の洪熙元年十二月から宣徳元年十一月まで一年間の朝貢記録は二十四回、そのうち人数を記録しているものが九回あるが、その合計で一四八〇人となる。人数の記載のない残り十五回分をその割で按分計算すると二四七〇人、総計約四千人の朝貢者があつたことになる。これはたまたまその記録に割合によく人数の記載があつたので採り上げたわけであるが、決して過大な数字ではないと思はれる。別の方から推定すると、この頃大体一衛平均十五、六人から二十人位の人数が朝貢していた様であるから、海西二百衛として大体海西女直だけで約三千人となり、それに建州女直は優に五、六百人あつた様であるからそれを加え、やはり三千人以上四千人位の朝貢者となる。また、第二期に朝貢について諸制限がなされた後の成化五年十二月の礼部尚書鄒幹の上奏に、成化五年一月から十二月までの女直入貢者が一八三二人とあることから遡つて推測しても、制限以前の朝貢者が三千以上あつたとする先の推定を裏付け得るのではないかと考える。いづれにしても宣徳期の女直朝貢が非常に盛大であつたことは確かである。<sup>註8</sup>利益をもたらず朝貢の機構に身を投じた女直社会は、そこから抜け出することは女直自体にとつても困難であり、それによつて大きな影響を受け、それを一つの軸として展開して行くことになる。

## 三、第 二 期

第一期の最後の十年程の莫大な女直朝貢者の北京往来は、「四夷賓服、世所貴也。」と宣宗の言の如く喜んでばかりはいられなくなつた。彼等の北京往来に要する費用、宿駅の煩勞、民間の勞擾、撫賞と回賜の増加等は漸やく明の大きな負担となつて来た。早くも宣德十年宣宗に代つた英宗の即位直後に海西女直の朝貢は一衛につき二、三人にとどめ、多くとも二十人を過ぐるべからずという勅命が出されている。制限に超過する人数は関外に留めて、撫賞を与え馬価を支払うということであつたらしい。併し女直の方では旧慣を楯にとつて騒いだ。遼東総兵の都督同知巫凱は来貢者を阻止すれば辺寇が起る憂ありとして、外夷の慕義来朝は全て朝貢を許すべきを上奏したので、一旦は命令は取り消された。恰度この頃蒙古では瓦剌部の勃興が見られ、やがて瓦剌は明の意向を無視して一方的に朝貢使臣を激増派遣して来た。宣德年間百人未満であつた瓦剌の使臣は、次の正統期になり也先の優勢が確立して来ると、四年に一〇〇余人、五年に六四四人、六年には一躍二四〇〇人、七年には二月に二二〇〇余人、十一月に二三〇二人と急増して来る。山西大同の出先はその接待費に屢々悲鳴をあげる様になつた。この瓦剌の動向を予見すれば朝貢回賜關係の費用の節減が一層強く考えられねばならなかつた筈である。先述の如く英宗即位以来主として財政的見地から朝貢の制限、特に女直朝貢の制限に明中央の政策方針は變つていたのであるが、遼東出先の奏請により一旦は引つこめた制限政策をやがて強硬におし進めて来る。正統二年十月、四年八月、六年二月と次々に朝貢制限の命令が出されて、人数、回数、時期について制限が加えられた。人数は一衛につき二・三人から四・五人まで、回数は一年一貢または三年一貢、時期は農隙の時に限るといのである。更に印信公文のない者は入関を許さないということになつた。この時の朝貢制限は主として海西女直に加えられたものであるが、その理由とするところは、馬三・五匹の貢獻にも三四十人が入京し、撫賞を貪り、私を営み、駅伝を凌辱し、軍民を勞擾

し、農務を妨害し、需索剝奪すると云うことにあつた。この三・四十人の大部分が貢獻なしで撫賞だけを受けとり、街市の私交易を主な目的にしたのであうことが推察されよう。<sup>註9</sup>

これらの制限強化に対しては女直は旧慣を主張し、脅迫的な不逞の言辭をはいて朝貢を強請し、時に衝突騷擾さえ惹起しているが、そして明側では瓦刺の勃興に直面して女直の離反を心配し若干の手心を加えてはいるが、制限は規定通り強行されているのである。だから朝貢を有利な商行為と考える様になつていた女直、そしてその「服用之物皆頼中国」と云われる程明国との交易に倚存してきた女直社会はこれによつて大きな打撃を受けねばならなかつた筈である。それにも拘らず女直が激しい反抗もせずには制限に従つたのは、朝貢制限の代替として開原交易を許可し、女直の利益・便宜が供与されているからである。開原交易の許可は正に朝貢制限が強化されつゝあつた正統四年八月に、一年一貢又は三年一貢に制限する命令と同時に発せられているのである。この許可は女直が従来北京で行つていた街市交易を開原で行わせるという意味と従来開原で私的に行われていた交易を公認して官督下におくという意味とをもつもので、永樂四年開原に設置された馬市とは性格のちがつた所謂互市であり、この時女直は開原南関市への公然たる出入りが承認許可されたのである。<sup>註10</sup>

開原交易の許可は北京の街市私交易が辺境の開原南関市で代替継続されることになるし、朝貢者にだけ賜与されていた撫賞も、「朝貢互市皆有撫賞」と遼東志(卷三)に記する様に互市者にも与えられたのはこの時からではなかつたかと推測されるので、朝貢制限に対する女直の反抗不満を慰撫するに大きな役割を果たしたものと云える。正統七・八年以降の海西女直の朝貢を調べると制限が実施されたことを示しているのである。たゞ北京での街市交易はもとの通り朝貢者には許されていたが、それも成化十三年十一月に會同館大使姬堅の上奏により「今後來朝貢者。賞賜後。方令于街市買賣五日。永為定制。」と五日だけに制限される。街市私交易の際發生する民間商人との紛争を少なくするためであつた様である。開原交易の公認はこの私交易の制限をも女直に受け入れさせるに役立つたと思われる。街市交易はその後更に禁止された

ものの如く、明會典禮部給賜に「賞賜畢日。許於會同館開市三日。鋪行人等。照例將貨入館。而平交易」とあるが、これが何時頃からか今は確め得ない。

正統初期の朝貢制限は主として海西女直に対するもので建州女直には及ばなかつたらしい。一衛二・三名から四・五名という制限が明会典で「每処不過五名」と表現されているが、それは海西女直に対する規定であることから窺われる。また実録天順四年十一月の条によれば、朝鮮の使臣七十余人と毛憐女直三百人が会同館で一緒に、旧怨から対立して争になりそうになつたので、朝鮮使臣を烏蚕駅に移したとある。ここに毛憐女直三百人來朝とあるので、毛憐女直や建州女直にはまだ人数の制限がなされていなかったと見ねばならぬ。ところが天順八年七月になると突然所謂撫順馬市が開設され、建州毛憐女直の朝貢は従来の開原經由を変更して撫順經由に改められる。撫順馬市の開設が何故この時期になされたかは今まで余り明かにされていない。稻葉博士や園田一亀氏は一半の理由は当時の建州左衛の名酋童山の要請によるものにちがいないが、一面明の方で建州懷柔のために開原經由より遙かに捷徑である新貢獻路を設けて彼等の反明的態度を反省させ懷柔するにあつたと云われている。童山の要請は全く想像の上のことで疑わしいが、建州懷柔の意味は確かにあつたにちがいない。併し開原馬市の開設は単に新貢路の創設だけではない。実録の記事をあぐれば

勅遼東鎮守總兵等官。遇有建州等衛女直到辺。須令從撫順關口進入。仍於撫順城往來交易。務在撫馭。……

とあり、明かに撫順城における交易の許可を含んでいる。撫順馬市については遼東志と全遼志に、前者は「城東門外一里」とし、後者は「城東三十里」と異つた記載があり、これについては稻葉博士や中山八郎氏によつてすでに解明されて撫順城東二十里にあつた撫順関附近に設置されたものと考えられている。そのために中山氏は遼東志の「城東門外一里」は「城東關外一里」の誤りであろうと云われている。併し城東と一応撫順城を基準に方位を示し乍ら、里数は撫順関を基準にして関外一里と記すことは記述としてはおかしい。「城東門外一里」の遼東志の記載を簡単に誤りとして退けることは

再考を要すると思われる。先掲天順八年七月の史料には明かに撫順関口より進入せしめ、仍撫順城において往来交易せしむべしとある。撫順城での交易が許可されていたことは間違いない。撫順東門外に従前関市があつたか否かを詳かにしないが、天順八年に女直に許可された交易場こそ、この「城東門外一里」と遼東志に伝える撫順達達馬市ではなかつたかと思われる。撫順城外で互市が行われたことは後の万曆四十六年の清の太祖ヌルハチによる撫順攻略の状況を伝える明史録の記述によつても明かである。

建酋奴兒哈赤誘陷撫順城。中軍千總王命印死之。李永芳降。先一日。奴干撫順市口言。明日有三千達子來做大市。至日寅時。果來叩市誘哄。商人軍民出城貿易。隨乘隙突入擄殺。

これには「撫順市」とあり、商人軍民出城貿易とあるから、城外での互市であつて、到底関外でのことは解されない。とにかく撫順城内か又は城東門外での交易が天順八年許可されたものと考えねばならぬ。そしてこの撫順市場こそ開原交易での南関馬市の様に公認されたる私市場としてのものであつたと考えるのである。従つて官市場としての本来的な馬市が同時にか又は後代に別に撫順関外に設置されたとしても一向に差支えないのである。今遼東志と全遼志の記事を両方共生かして考えると、天順八年撫順城東門外一里に指定された交易場は私市的な互市場としての馬市であり、ここが専ら交易の中心地であつたが、勅書公文の審驗や貢獻の驗馬等は別に撫順関外で行われたのであろう。そこが官市的な馬市場として発展し、東門外の互市場は勿論女直も参加するが特に女直だけを取引相手とする市場ではなくて関市としての撫順市となり、馬市の名が失われて来たのではないかと考えられる。なおこれについては後考に俟ちたい。

さて撫順馬市開設の理由であるが、その三ヶ月後に打ち出される建州毛憐女直の朝貢制限と關係させて考えるとつくりする様である。実録天順八年十月の条に

建州毛憐等衛、衛許百人。海西兀者等衛。衛許三・五人。不得重複冒名。審驗然後入關。

とあるが、この時海西女直については正統の制限を重ねて申明したに過ぎず、新しく建州三衛と毛憐衛に対して衛毎に百人という人数制限が加えられている。先述の如く毛憐女直は天順四年三百人の朝貢者があつた。建州三衛も制限した人数が各衛夫々百人である以上、制限以前は優に百人を超える朝貢者があつたにちがいない。それがこの時建州衛、左衛、右衛、毛憐衛夫々百人計四百人と抑えられたわけである。制限の理由は上掲記事の前文中に「中国勞費實多」とあるから、正統時の海西女直の朝貢制限と同じ理由である。さて朝貢を制限すれば必然的に女直の不満・反抗を誘発する。それを緩和するために先の正統期の海西女直の制限の際には開原南関市の互市交易を許可して慰撫したのである。今次の建州毛憐女直の場合にも先例が活用され、制限通告直前に撫順交易の許可が出されたものと考えられる。撫順で交易を許し、北京に出かけて街市貿易する必要性を減じておいて、その後で朝貢を制限すれば、建州女直の反対は少いわけであり、これは開原で試験ずみの方法でもあつたのである。この様に建州女直の朝貢制限と関連づけて考察するとき、天順八年になつて突然互市場としての撫順馬市が開設された理由が明かになると思う。このことはまた朝貢において北京での街市私貿易が如何に盛んであつたかをも物語る。それ故に朝貢を制限するにはそれに代替する辺境での交易を許可せざるを得なかつたのである。とにかく正統から天順にかけては女直の朝貢に次第に制限が加えられ、人数、回数、時期についての制限が海西女直さらに建州女直にも及んだのである。

#### 四、第 三 期

ここでは以上の様な明が行つた朝貢制限に対する女直の対応の方法を主として見てみる。従つて第三期として時期を限らず、正統の制限後の女直の動きも当然ここに含めることになる。さて第二期に次々に加えられた朝貢制限に対して女直の方は入貢人数の増加を要請し、或は守関審驗官等に賄賂を贈り、少しでも入貢人数を増加しようとした。天順八年の制

限後五年経た成化五年には正月から十二月までの女直入貢者は一八三二員に上り、しかも未到着尚多しと時の礼部尚書鄒幹が奏上している。そしてこの時にも定例に照して験放せよと遼東辺鎮に命令が繰返されている。制限実施後も猶依然として朝貢者が可なり多数に上つていたことが知られる。このことは開原交易、撫順交易の許可にも拘らず、女直にとつて朝貢がより有利で望ましいことであつたことを示すものであろう。従つて明側の制限に対して女直側は色々な方法でそれを突き破ろうと努力し、それが或る程度成功したのである。その方法を次にあげてみる。

第一に増貢の要求である。成化十年三月の条には建州衛都指揮李哈答等が「増入貢人數」を要請している。礼部はこれに対して成化六年以前の各衛入貢者は八・九百名に過ぎず、八年以後になつて増して千二百余に至つたとし、先年議定の數に照して験放入貢せしむべしと答えている。ここの各衛入貢者八・九百名、及び千二百余名を女直全部の朝貢人數と見るか、建州女直だけの人數と解するかは史料の上ではつきりしないが、前の成化五年の女直朝貢者が一八三二人とあることから考えると建州だけの朝貢者數としてよいであらう。そうすると天順八年の建州女直に対する制限はその後充分に遵守されていなかったと見られる。しかもこの成化十年に入貢人數を増加せんとする要請が建州からなされたことは、事実において制限を突破している人數を公的に承認させようとしたものであろうか。また若し、これ等の人數を全女直の朝貢者數とすれば、八・九百名或は千二百余名中の四百名が建州毛憐の朝貢者であり、海西女直の朝貢人數が何等の方法で増加しつゝあつたのを見て、建州女直も人數の増加を要求したものであろう。いづれにしても建州女直が公認の朝貢人數を増さんとして明側に要求を出したことは確かである。この時の要求は先の天順の制限を重ねて申明拒否されている。次には成化十七年六月に建州寄住毛憐衛の増貢要求が提出されている。これは建州寄住の毛憐衛の三姓夷人郎引答忽等の要請によるものとなつているが、毛憐衛進貢の一百名以外に若干名を増さんことを願つたもので、明から十二名の増貢を許可された。明会典礼部朝貢に「建州寄住毛憐達子歲十二人」とあるのはこの時の許可によるものである。降つて弘治十四年正月

には海西諸衛を代表して成討溫衛の伍因住等が、「每衛乞增至十人」うてゐる。每衛十人と云えば今までの每衛五人以下が一挙に二倍になることであるから、その総数では千人以上の増加となる。同じ時に建州衛都督の察安察も「乞每衛許十人入貢、又来貢指揮人乞随帶舍人一名」と要請している。建州、毛憐は每衛百人であるが更に十人増さんとし、来貢指揮に舍人一名を随帶させようというのであるから、僅少でも人数を増加させようと努力していたわけである。これは何れも旧制に遵う様に諭令して拒否されている。同じ弘治十六年二月に海西女直に虜掠された中国人三人を奪回して遼東に送り回した建州左衛をその功により進貢定額外に二三人朝貢させんことを遼東巡撫の張鼎が奏請して、兵部の覆奏で拒否されているが、張鼎の奏請は建州左衛の要求に応じたものと思われ、女直がチャンスを掴んでは人数を増加させようとしていたことが知られる。同じく弘治十六年三月に阿速江衛、埤坎蘇分地面、寄住毛憐衛等が跋渉をいとわず納款帰誠し朝貢を欲しているの三・五人づつ輪流朝貢を許したいとの遼東鎮巡官の奏請があり、それに対する兵部の覆奏には建州寄住毛憐衛には定額があるからそれに従うこと、阿速江衛、蘇分地面の野人は旧昔来朝の例なく、遼東で錢物を支給犒賜し、原地に発回させよとある。結局は朝貢は拒否されたのであるが、この例は注目に値する。阿速江衛は烏蘇里江流域で永樂四年設衛されたもの、蘇分地面は綏芬河流域の地面であるが、いずれも中国から遠隔地で兵部覆奏にも「旧無来朝」とある如く、今まであまり入貢していない衛所である。それがこの頃になつて出て来たのは恐らく一緒に来た毛憐衛人の誘いによるか、又は彼等の古い衛印勅書を毛憐衛人が借貢したものであろう。借貢の事は後述にまた触れる。次に弘治十八年十月に、また寄住毛憐衛の林脱脱等が入貢し、新たに毎歲五人の入関を許可されているが、この林脱脱が前記弘治十六年に阿速江衛等を同伴した女直であり、従来の寄住毛憐の進貢定額十二名の外に更に五名の増加を獲得したものの様である。但しこれは明会典に記載されていないので、歳貢定額化したか否か不明である。或は別衛的な措置がとられたのかも知れない。とにかく女直が繰返し増貢を要求していること、そのうち要求が入れられたのは建州寄住毛憐衛関係だけで他は殆

んど拒否されていることが知られる。

第二に別衛設置による増貢である。明史兵志によると女直衛所の設置は永樂年間に一七八衛、正統年間に五衛、正統以後一四〇衛、添設五七衛総計三八〇衛となつてゐる。また遼東志外志には三三八衛と二三千戸所をあげ、鄭曉の皇明四夷考には三三八衛と云つてゐる。以上は女直衛數三百衛以上とするものであるが、葉向高の四夷考には一八四衛として、その衛數は明史などの半分以下となつてゐる。併し明史や遼東志が明白に衛名を掲載してゐるのでそれ等の衛が存在したことは確かであらうと思われし、成化十四年馬文升の遼東招撫の頃に海西二百余衛と云われているから、葉向高の一八四衛は単に永樂正統年間設置の數を示すものに過ぎないのであらう。ただ三八〇の衛が明一代を通じて羈縻關係を維持したのではないし、羈縻關係の全ての衛が毎年朝貢したのではないことは勿論である。さて三八〇程の衛のうち半数以上の二百余衛が正統の海西女直朝貢制限以後の設立であるということは、朝貢制限そのものと大きな關係をもつ。正統でも天順でも海西女直諸衛は一衛五人以下と制限されたのであるが、總計の絶対數は抑えられたわけではない。従つて衛を新增することによつて朝貢人數は容易に増加することが出来た筈である。正統以後の増設二百余衛が全部朝貢すれば人數は優に二倍に増加する。實録嘉靖十年三月の条に海西諸夷の入貢はその「數溢其旧。幾至一倍。」とあるのはそれを物語るものと思われる。かく考えるとこの衛の新增添設は正統天順の朝貢制限を形の上で遵守しながら實質的には無に帰せしめたものと云える。そうした結果となる新增添設の女直側の要請を明側が何故受入れたかについては具体的には殆んど不明である。ただなかには必ずしも合法的手段によらず女直の方で勝手に勅書を書き改めて新衛を称したこともあつた様である。即ち嘉靖十年三月の条の先掲記事の續きに「甚有洗改勅書。易置別衛。槩以聽撫爲名。混進微賞者。」とある如きである。

第三に上級勅書の利用である。女直の朝貢者には回賜の馬価と共に撫賞が賜与された。この撫賞は第二節で見た様に授

官の階級によつて大きな差があつた。上級の勅書所有者程有利な撫賞を得るのである。制限朝貢では一回の朝貢にもより多くの物資を得なければならない。上級勅書えの強い欲求が女直に起つて来た。上級勅書を有つて朝貢するために女直は色々の方法を探ることになつた。陞職を要請し、勅書を洗改し、冒名入貢を行つたのである。女直衛所設立に際して阿哈出や西陽哈等の巨酋に授けられた官は衛の長官としての指揮使が最高であつた。永楽中は阿哈出の子釈家奴が従征の功により都指揮僉事に陞任されたことが見えるだけで、これが女直えの唯一最高の授官であつた様である。仁宗の永楽二十二年九月に阿哈出のもう一人の子供で毛憐衛指揮使に任ぜられていた猛哥不花が同じく従征の功により都督僉事に陞された。いづれも従征という特殊な功績によるものであつた。次の宣德年間には建州衛の釈家奴の子李滿住が都指揮僉事、毛憐衛の猛哥不花の子撒滿答失里が都督僉事同衛の母金阿納失里が都督僉事、建州左衛の猛哥帖木兒が都督僉事（後都督）後に右衛を創設する猛哥帖木兒の弟凡察が都指揮僉事から都指揮使、次いで都督僉事に任ぜられているが、海西女直諸衛で都督級の官を授けられたものは見当らぬ。ところが正統年間になると海西諸衛の陞職の記事が次第に数を増して、都指揮や都督を授官される者が増してくる。こうした陞職の記事は正統中頃から景泰、天順、成化と挙ぐるに暇ない程数多く見ゆるが、この結果朝貢者の中に都督や都指揮等の勅書所有者が次第に増加してくるのである。この陞職が女直の強い要請によつたものであることは勿論で、明の方では勅書を受けて二十五年経ないと陞職させないとか、陞職請求は一回しか許さないという規定を作つたりしていることから、女直の陞職希望が激しかったことがうかがえる。この様な女直の陞職要求の激しさは朝貢制限えの対応として考えられねばならぬが、要求は必ずしも彼等が満足する程実現はしなかつた。そこで彼等は非合法な方法をとり始めた。即ち所有の勅書を書き替えて上級の勅書とし、或は上級の勅書を借用したり、買得して、勅書記載の名を詐称して入貢したのである。明実録正徳十二年六月の条に建州左衛等が来朝貢馬したが、「時諸夷洗改勅書職名。以覬厚賞。事覺。仍賞如例」とあり、更に第四期になるが嘉靖三十一年九月の条に海西毛憐建州

の六つの衛の七人の指揮使や指揮僉事等が、「各洗改勅書。以都指揮例得。」とあるが、これ等は勅書を洗改して上級のものとして撫賞を得んとしたものである。勅書洗改の別の例には上級勅書を買得して勅書記載の名を自己の名に書き改めたものもあつた様である。次に冒名入貢の事例は成化から嘉靖にかけて頻々と見られる。しかもそれは露見した場合に問題となり記録に残つたのであるから、事実をもつと一般的に盛んに行われたものと推察して誤りない。今若干の例を示すと、天順八年の建州女直朝貢制限後間もない成化三年正月の条に「近日洪費浩繁。減限人數。而建州三衛多冒毛憐衛人。以規賞賜。」とあり、建州毛憐各衛百人と抑えられた建州三衛が毛憐衛の分を横取りし冒名朝貢しており、成化十二年十二月には海西兀者衛の致仕都指揮同知の阿冬哈なるものが、亦麻刺衛の指揮僉事儼希察の勅書をもつて冒名入貢し、撫賞を受ける時は自己の都指揮同知の官で賞賜を得んことを要求している。この冒名は入関資格を得るためであり、撫賞受領の時に食欲自ら化けの皮を脱いだのを発見究問されたのである。弘治七年三月には、建州左衛都指揮使保能の弟伏当加が兄保能の勅書をもつて冒名入貢し、且つ都督陞任を請求している。伏当加は屢々犯迎した女直で若し授官されていたとしても兄よりはるかに下級の官職であつたと思われるから、この冒名は上級撫賞を得るためでもあつたと云える。嘉靖元年正月にも「海西建州女直夷人。都指揮僉事鎖奴兒等入貢。禮部奏。各夷原降勅書。年貌不同。疑有奸偽。」とあり、都指揮級の上級勅書をもつて冒名入貢するのが一般的になつて来たことが推測される。冒名入貢について注意すべき他の例は、中国人が女直人の名を冒して、女直に替つて朝貢使臣となり北京に往來してゐたことである。成化十五年六月に「命斬劉八當哈於遼東梟首示衆。發張驢兒等六人充軍。」という処罰が行われたが、八當加は遼東の東寧衛人で犯罪により建州に亡命した者であり、張驢兒等は成化初期に辺民の虜掠された者であつたが、「各冒虜酋阿卜等名朝貢」し、帰途遼陽で発見拘留所罰されたのである。この時阿卜等には勅諭して「爾等借勅之人。固爲有罪」と責め、これを戒諭しただけで有免している。実録正徳八年五月の条に「時女直韃靼入貢奏進番文。有爲中國書者。審爲被掠邊民。冒名來朝。遂爲同類

代書。」という記事が見え、女直社会に摂取された中国人が女直化して、女直の対明交渉に大きな役割を果しつつあったことが知られる。冒名入貢が盛行することは、その裏に勅書の貸借や売買が盛んであり、更に勅書の掠取争奪が予想される。嘉靖元年三月に見える女直通事王臣の上言には「夷人勅書多不係本名。或伊祖父。或借貸他人。或損壞洗改。」とあり、嘉靖の進士魏煥の遼東經略論（皇明明經濟文録所載）にも、「今之勅皆私相貨市。非其人之子姓（甥？）也。」とある。中国人すら女直として冒名入貢しているのだから、女直人が冒名入貢した場合見のがされることが多かつた様である。要するに勅書を持参すれば審驗はパスすることが出来たわけである。これに關聯するのは辺境の官吏の墮落である。賄賂をとり審驗をごまかすことなどやさしい方でひどいになると、「開原撫順分守守備等官并勢家。多與海西建州胡人交結爲親戚。俺答名色。遇其將來。出關候之。以其進貢上馬抵易。或賒馬匹。約貢還分其所賜。」<sup>註15</sup>とある様に女直人に馬を前貸して朝貢させ、歸りに賞賜から馬価を受取るという貪官汚吏振りであつた。かくして遂に勅書を掠奪して冒名入貢するという事態が発生する。

勅書の掠奪が蒙古方面の他民族の侵寇により行われたことは、例えば瓦剌の也先の場合などにもすでに見られたのであるが、女直部落相互の間には從來殆んど行われなかつた現象である。争奪の必要がなかつたとも云える。併し朝貢人数が一衛五人以下と制限されて来ると、他衛の勅書を所有することによつて朝貢人数を増加することが可能となる。初は朝貢に熱意を有たない他衛の勅書を平和的に借用したり買得したりしていたのであるが、朝貢貿易の有利さが制限によつて一層著しくなつて来ると遂に女直社会内部での争奪にまで発展する。すでに成化元年二月の条に兀者衛都督の察安察、野児定河衛指揮賈失等が別部落から印信を奪われた記事が出て来るが、勅書の争奪が本格的になつて来るのは嘉靖年間になつてから、特に第四期的現象と考えられる。併し第三期の終りには開原城外の山賊猛克の如く朝貢帰還の女直人から賞賜品を掠奪する者が現われ、直接的な暴力によつて朝貢貿易の利益を獲得しようという傾向が女直社会内部に起つて来たこと

を暗示している。

以上の様な色々の対応の仕方では朝貢制限をつき破つて女直は北京に盛んに朝貢した。朝貢時期の制限の如きも何時の間にか無視されて、嘉靖年間には規定の十一月から二月までの農隙期を過ぎて、三月から八月位まで毎月入貢者がある様になった。人数も嘉靖十五年の一年間に記録された人貢者だけで二四〇余名に上つた。勿論この間にも正統や天順の制限規定を遵守する様に、或は審驗を嚴重にする様にと幾度か遼東辺鎮に下令されたが結局効果はなかつたわけである。

## 五、第 四 期

紙数の関係で第四期は略敘し、詳細は別稿に譲る。万歴会典礼部朝貢東北夷の条に、「近年定海西每貢一千人。建州五百人。歳以十月初驗放入關。十二月終止」とある。この文は正徳会典にはない。新制限は衛單位の人数制限でなく、合計した最高額を海西一千人建州五百人と抑えている。旧制限では事実上人数を制限出来なかつたことを示している。新制限実施の年月は不明であるが、検討した結果大体嘉靖十六年以降二十四年以前の間であると見られる。この新制限以後は衛の新設による増貢は不可能となる。定額が厳守され、増員要求は困難である。定額化された勅書朝貢権の価値が相対的に大きくなる。しかも海西一千、建州五百とあつて衛分を問わなくなつたことは、「近夷特強先至。盡數入關。地遠者稍遲。關將每以額滿阻去」<sup>註16</sup> という現象を生じた。勅書を準備すれば定額まで自己の衛だけで朝貢を独占出来る。勅書爭奪の条件が新制限ではつきり出て来た。しかも閩原、撫順に近い地域の女直が明かに有利である。明末女直の強大な勢力葉赫、哈達、滿洲が閩外至近の地に勃興した理由もそこに見出される。

嘉隆から万曆にかけての女直社会の混乱争戦は女直社会内部の構造的変革から生れたものであるが、その社会的変革に影響した要因として対明交渉、就中その貿易関係を考えねばならぬ。稲葉博士はこの混乱の原因を貿易権を意味する鹽書

の争奪と指摘され、その前提となるものは勅書の本身と所持者の不一致を厳査する法規が空文化したことにあるとされる。即ち冒名入貢の一般化である。併しそれだけで争奪兼併が盛んになったのではない。定額化による諸条件が強く作用している。そしてそのほかにも一つ重要な原因がかくれている。それは明における銀流通にまき込まれつつあった女直社会の銀に対する強烈的欲望とその欲望を満足させるための近道としての朝貢利用、そのための朝貢権の兼併という一連の事態の進行である。第三期第四期では北京での街市貿易は禁止され会同館内での私貿易だけが許されていた。併し開原撫順での交易が許された時代では北京での私貿易は余り大きな意味を有たなかつた。それにも拘らず女直が朝貢を望んだのは賞賜としての綵段や絹織物や織金紵絲衣等の獲得にあつた。これ等は女直社会では使用価値をもつと共に恐らく貨幣的な役割を果たしたものと思われる。しかるに正統以後の明での盛んな銀の使用に接触するにつれ、女直はより直接的な貨幣としての銀を知つた。遼東での交易も銀の方がはるかに便利であつた。銀に対する欲求は成化以後になつて現れるが、嘉靖元年には撫賞と回賜とを銀に折して賜給せよとの請願が現われ、欲いで六年馬価（回賜）の一部が銀に折して給される様になり、同十三年には回賜全部が銀で折給され、四十三年には撫賞も銀で折給された。これは銀に対する女直の強い欲求を反映するものである。女直社会で銀が特別に大切な財宝とされ、対明貿易の決済手段としては勿論、女直内部でも売買、蓄富賞与の重要な手段とされた。その銀を獲得するためには一層朝貢が必要であり、朝貢権（勅書）の兼併が強行されたのである。そしてその結果兼併者としての哈達、葉赫、滿洲等の角逐隆退が展開されるのである。

## 六、結 語

紙数の関係で最も興味ある第四期を割愛し別稿に譲ることとなつたが、明と女直との朝貢貿易の大まかな流れは正統天順の朝貢制限と、嘉靖の新制限朝貢人数の定額化を二つの劃期として考えられるを概観した。個別的な幾多の問題が残さ

れているが、大体の推移発展は以上の通りと見てよいと思う。朝貢と馬市交易によつて次第に銀經濟圏にまきこまれ、旧体制を變革されて行く女直社會については別稿に俟つこととする。

註1 拙稿「太監亦失哈に就て」史淵50輯同じく「亦失哈の奴兒干

招撫に就て」西日本史學13号。

註2 拙稿「明初女直朝貢に関する二三の問題」史淵58輯。

註3 和田清博士、明初の滿洲經略」下、東亞史研究（滿洲篇）。

註4 拙稿「遼東馬市起源」東洋史學9輯（遼東馬市管見」史淵70輯。

註5 例えは明實錄正統元年十二月癸未、正統二年二月丁丑、同二年四月壬午の条等に貢珠、成化元年二月壬午に却海青の記事あり、

註6 清水泰次博士「中國近世社會經濟史」第三章參照

註7 註4參照

註8 註9 拙稿「明正統期における女直朝貢の制限」東洋史學6輯

註10 「遼東馬市における私市と所謂開原南關馬市」重松先生記

#### 念論叢

註11 稻葉博士「滿洲発達史」P.126 園田一亀氏「明代建州女直史

研究」統篇P1

註12 中山八郎氏「明代滿州に於ける馬市開闢地に就いて」人文研

究第7卷第8号

註13 明實錄永樂八年八月乙卯

註14 明會典、兵部。武選清吏司。銓選四、土夷襲替の条

註15 明實錄弘治十二年九月丁丑。

註16 同右嘉靖二十年四月癸未

註17 稻葉博士「滿洲発達史」P.177には折鈔絹を本来絹で賜給する筈のところを鈔に換算して給賜するとされているが、これは逆であると思う。

A Survey of the Tributary Trade of *Djurchi*  
(女直) in the *Ming* Age

by H. Ejima.

From 1403 A. D. to 1616 *Djurchi* in *Manchou* brought the tribute to *Ming* Dynasty. During this period, *Djurchi*, subordinated politically to *Ming*, visited the Capital with the tributes like horses and furs etc., and in return for them got the counter-donatives and others.

This relation was a kind of trade. Its history was composed of four periods, the first (from 1403 to 1435), the second (from 1435 to 1464), the third (from 1464 to 1541), and the last (from 1541 to 1618). In the first period *Djurchi* could conduct the trade freely, but in the second one it was restricted by *Ming* in many ways. In the third one, however, *Djurchi* disregarded the restrictions and still carried on the trade extensively. So *Ming* set the new limits to it again. In the fourth one, within the new confinements the scramble for the power of trade became furiously inside *Djurchi* and it resulted in the concentration of this power and the rise of *Ching* Dynasty.